

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

事業者などが対象です

サ高住の費用の一部を補助

概要

高齢者世帯や要介護者などの増加に対応し、高齢者が安心して生活できることができる住まい・住環境を整備し、居住の安定確保を図ることが目的の事業です。

バリアフリー構造などをもち、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」として登録される住宅の整備事業を公募し、事業の実施に要する費用の一部を補助します。補助対象は民間事業者、社会福祉法人、医療法人などです。

サービス付き高齢者向け住宅の登録要件

【登録基準】

- ・床面積が原則25㎡以上
- ・構造、設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）
- ・サービスを提供すること
- ・ほか

このような住宅が対象です

- 高齢者住まい法に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」として登録されること。
- サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録するもの。
- 入居者の家賃が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められているもの。
- 入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないもの。
- 事業に要する資金の調達が確実であるもの。
- 市町村のまちづくり方針と整合していること。

ここに注意!!

2017年度事業において下記の制度変更が行われる予定です。

- ・華美、過大な付加価値的設備について補助対象外とする
- ・居住面積が25㎡未満の住戸について補助限度額を120万円/戸から110万円/戸に切り下げる
- ・2017年4月以降申請する事業は、家賃30万円/戸以上の住戸を補助対象から除外

これだけ
お得です!!

参考(2016年度事業)

住 宅		
補助率	新築:1/10以内 改修:1/3以内	
補助額の 上限	①一般型サ高住 ②、③以外の住宅	120万円/戸
	②夫婦型サ高住 床面積が30㎡以上かつ基本設備がすべて設置されている住宅	135万円/戸
	③既存ストック型サ高住 既存ストックを活用し、法令等に適合させる工事が新たに必要となる住宅または階段室型の共同住宅を活用し共用廊下等を設置する住宅	150万円/戸

高齢者支援施設		
補助率	新築:工事費の1/10以内 改修:工事費の1/3以内	
補助額の 上限	④拠点型サ高住 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所)、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	1,200万円/施設

2017年2月末時点の情報で、内容が変更になる場合があります。
最新情報は、リモデル.jpにてPDF版をダウンロードしていただけます。(2頁参照)

制度の
詳細 サービス付き高齢者向け住宅整備事業
<http://www.koreisha.jp/service/>

